

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和8年2月24日（火）

【照会先】

市民課戸籍係 0599-25-1127

税務課管理収納係 0599-25-1131

担当：市民課戸籍係 大西

税務課管理収納係 中村

**タイトル 市民課、税務課窓口での「書かない窓口」「手続き案内」の開始
について**

（サブタイトル） マイナンバーカード等を活用し、窓口での手続きにかかる申請書
等の記入を省力化し、「何枚も書く」「何回も書く」を解消

- 概要： 別添のとおり
- 日時： 令和8年3月2日（月）から
- 場所： 鳥羽市役所西庁舎 1F 市民課戸籍係窓口 2F 税務課窓口

書かない窓口・手続き案内がスタートします

市民課戸籍係
税務課管理収納係

令和8年3月2日から市民課戸籍係及び税務課窓口において、マイナンバーカード等を活用し、戸籍、住民票関係証明及び税証明の発行に要する申請書や転入等の住所異動届の記入を省力化する「書かない窓口」のほか、住所異動等に伴う各種行政手続きに必要な情報を案内する「手続き案内」を開始します。

書かない窓口（西庁舎市民課戸籍係・税務課窓口のみ）

・マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を専用の機械に読み込ませ、氏名、住所、生年月日等の情報が印字された申請書等を作成します。印刷した申請書等を申請者が確認し、内容に誤りがなければ申請書等に署名をした後、証明書の発行を行います。

これにより、申請窓口での記入や待ち時間の軽減が図られるほか、入力にかかる手間や誤入力のリスクを低減することができます。

【対応可能な主な手続き】

- ・住民票・戸籍・印鑑登録等証明、税証明（所得証明、非課税証明書等）の申請手続き
- ・住所異動届出手続き（転入、転出、転居等）
- ・マイナンバーカードに関する申請手続き

※各連絡所での申請は、従前の方式となります。



住民は「書かずに」窓口へ



マイナンバーカード等から
自動読み取り



対話式ナビに沿って
ヒアリング



必要事項記入済みの申請書
証明書を出力

住民にも職員にもやさしい「書かない」「待たない」窓口

手続き案内（西庁舎市民課戸籍係窓口のみ）

転入、転出、出生、死亡等のライフイベントに合わせて発生する様々な手続きについて、必要な案内をシステムが自動的に抽出し、案内票として記載された内容に沿って迷わずに手続きが進めることができます。



個人・世帯に必要な
ヒアリング項目を自動判定



最適化された手続き案内が完成



対象の手続きに必要な
申請書/届書もあわせて出力

ひとりひとりに最適な手続き案内で「迷わない」